



	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>○1者応札の比率が高い背景には、業者不足という根本的な問題があり、すぐに解決できるものではないと考えている。業者不足解消に向け実施している担い手育成や参入促進の施策があれば教えていただきたい。</p>	<p>○林野庁では、補助事業として「森林林業担い手育成総合対策」を実施し、都道府県等を通じて林業経営体の支援や林業大学校の設立や運営を支援するなどの担い手対策を行っている。</p> <p>森林管理局として直接的な金銭の支援は無いが、林業大学校への出前講座やフィールド提供で協力しているほか、林道・治山など建設工事分野での業者参入を促すため、歩掛の見直しや新技術の適用を進めるなど、山岳地特有の課題に対しての改善を行っている。</p>
	<p>○公告の期間に決まりはあるのか。また、早期発注はどれくらい早くを想定しているのか。</p>	<p>○物品・役務の場合の公告期間は、土日祝日を除き最低10日間を確保する規定を設けている。このほか、発注事業によって規定された期間を設定している。</p> <p>早期発注は、予算成立を前提とした条件付きの発注である。前年度2月頃に事務を開始し、3月に入札をすることで4月から事業を開始できるようにするもの。これにより、事業者側にとっては手持ち工事の重複や事業停滞期間が減り、計画的な受注が可能となる。</p> <p>また、公告期間を長くすることで多くの業者の目に留まるよう取り組んでいる。</p>
	<p>○1者応札対策として早期発注や公告期間を長くした効果を過去データ等で検証することで、どの程度発注時期の前倒しが可能なのかをルール上の運用も踏まえて検討することにより、次のステップにつながるのではないのか。</p>	<p>○当局としても早期発注の効果を実感できる成果が欲しいところであり、ご意見を参考としながら取り組みを広げていきたい。</p>
	<p>○指名停止資料は一般に公表されているのか。また、契約一覧表の中で非公表とした項目の基準はあるのか。</p>	<p>○指名停止は東北森林管理局のホームページで公表している。</p> <p>「入札・契約等に係る情報公表マニュアル」に基準を設けており、契約案件によって予定価格を非公表としている場合がある。</p>
	<p>○予定価格を公表しない理由はなにか。</p>	<p>○過去のデータから応札額が予測され、競争性が損なわれる可能性があるためである。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	令和7年度第2四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。	